

お困りごとはありませんか？

今回の豪雨で被害を受けた被災者のみなさんにお見舞いを申し上げます。

日本共産党は、自宅や店舗、農地などに被害を受けたみなさんの生活と生業の再建を支援するため、「救援センター」を開設し、ボランティアのみなさんといっしょに活動にとりくんでいます。なんでもお気軽にご相談ください。



☆「〇〇がほしい」「〇〇について教えてほしい」など、
何でもご相談ください。担当者がくわしくお聞きします。

☆法律相談もOK。弁護士をご紹介します。(初回相談料無料)

日本共産党・九州北部豪雨救援ボランティアセンター

朝倉市杷木志波21 原鶴温泉「やすらぎの里 めだか」1階

無料相談

電話 0946-63-8011

FAX 0946-63-8012

メール 0705volunteer@gmail.com



暮らしと命をまもる制度を活用しましょう

<朝倉市版>

※2017年7月29日時点。変わることがあります。

□まずは「い災証明」を申請しましょう

○受付場所▶市役所本庁税務課、朝倉支所市民窓口係、杷木支所市民窓口係

午前8時30分から午後7時まで(当分の間、土日も受け付けます。)

避難所での受付▶サンライズ杷木、フレアス甘木、三奈木コミュニティセンター、ピーポート甘木

○必要書類▶印鑑(なくされた方はサイン可)、住宅被災写真(可能な限り、携帯電話に入っているものでも可、なければ口頭でも可)、本人確認のできるもの(運転免許証など)

○注意事項▶補修を行う前に、写真を撮っておいてください。

○お問い合わせ▶朝倉市役所 税務課
資産税係 電話 0946-22-1111(158、161、166)

◎申請後、市が現地確認を行い、その調査に基づき証明書が交付されます。

《ウラハつづく》

★「半壊」「一部損壊」などの判定結果に納得がいかない場合は再調査を求めましょう。再調査は、家屋内に入り、屋根、外壁、内壁、床、柱、建具などをチェックし、それぞれの被害程度を数字で表し積算して判定します。「はじめ『半壊』だったのが再調査で『全壊』となり公的支援を受けられることができた」という例もあります。あきらめないで!

被災者を支援する制度を活用しましょう<朝倉市版>

□住宅のこと

○住宅が被害を受けた世帯に「被災者生活再建支援金」が支給されます。

例) 全壊または解体で、建て直すまたは購入する場合300万円

大規模半壊で、民間賃貸住宅に住む場合 100万円 (ただし一人世帯の場合は3/4の金額)

○要件を満たせば、市による住居内にある土砂・竹木等の撤去、住宅の応急修理を受けることができます。

○住宅内の泥だしや片付けのお手伝いに、ボランティアを頼むことができます。

▶朝倉市災害ボランティアセンター 電話 080-2300-3949

○一時的に公営住宅や民間賃貸住宅(みなし仮設住宅)などに住むことができます。その場合、寝具など当面必要な生活物資が支給されます。▶福岡県営住宅課 電話 092-643-3739



□家計のこと

○最高350万円の「災害救護資金」の貸付を受けることができます。

○所得税や、自動車税、市県民税、固定資産税などについて、減免・徴収猶予ができる場合があります。

○国保、後期高齢者医療の窓口負担や保険料(税)、介護保険料、国民年金保険料について減免・猶予を受けることができる場合があります。



□健康・高齢者のこと

○保険証が手もとになくても、病院・診療所で氏名、生年月日、住所、連絡先を申し出れば受けられます。

○健康相談窓口▶朝倉市健康課 電話 0946-22-8571 ▶こころの健康相談 電話 092-582-7400

○社会福祉施設の入所費用の減免

養護老人ホーム、軽費老人ホームの入所者又は扶養義務者が、災害等により負担能力に著しい変動が生じ費用負担が困難となった場合には、当該年の収入に基づいて費用徴収額を決定することができます(軽費老人ホームについては、事務費のみ対象)。

○介護保険施設の入所者又は扶養義務者が、災害等により所得に著しい変動が生じたため費用の1割負担が困難となった場合は、保険者が1割負担を減額又は免除する制度があります。

▶市介護サービス課 電話 0946-22-1111 (内線: 61-223)

□子どものこと



○親が仕事や介護等の場合、学童保育の入所が可能です。

○失った教科書は、無料配布される予定です。

○高校の授業料の軽減、奨学金貸与、支援金・給付金の申請延長などが受けられます。

□商売・農業・仕事のこと

○県の制度融資で無金利で融資を受けられます。

○農業施設機械の被害を受けた方は、住宅とは別の「り災証明」の申請をしましょう。

○農地・農業施設の機能回復を目的として、原型に復旧する工事を行うことができます(おおむね1ヶ月以内に申請、市による現地確認。事業費に応じた分担金が必要)。

○勤務先の被災によって離職した方は、失業給付を受けることができます。

★「被災者生活再建支援法」など災害被災者を支援する制度は、1995年の阪神・淡路大震災以来、被災者を先頭にした国民の長年の運動によって政治を動かし、改善がすすめられてきたものです。東日本大震災を教訓にした法改正では「被災者一人ひとりの生活再建」が位置付けられました。被災者には生活再建にむけた支援を受ける権利があります。生活再建なくして復興はありません。